

# I 管 内 概 況

## I 管内概況

### (1) 立地

当事務所が位置する北勢地域は本県最北部に位置する桑名市、いなべ市、桑名郡（木曾岬町）、員弁郡（東員町）の2市2町からなる桑員地区、それに隣接する四日市市、三重郡（菟野町、朝日町、川越町）の1市3町からなる三泗地区、更にその西南部に接する鈴鹿市、亀山市の2市からなる鈴亀地区、合計5市5町からなっています。総面積は1,107.27平方キロメートルで県土の19.2%を、人口は約83万9千人で県総人口の45.1%を占めています。

西部は滋賀県に境を接して鈴鹿山脈（海拔800～1,200m）が連なり、鈴鹿国定公園として雄大な自然景観を展開するとともに、鈴鹿山麓から伊勢湾に至る丘陵地には茶・花木・野菜等の畑作地帯が広がっています。

東部は伊勢湾に面し、広大な水田地帯を形成しています。鈴鹿山脈から発する諸河川（員弁川、朝明川、内部川、鈴鹿川等）の流域は伊勢湾に向かって緩斜面で展開する伊勢平野を生成し、水田地帯が広がっています。

気象は比較的温暖で東海型に属しており、平成20年（1月～12月）の四日市市における平均気温は15.0℃、年間降水量は1,813mmとなっています。一方、鈴鹿山脈は四季を通じて平野部より低温であり、冬季は山越気流の風下強風域になり、いわゆる「鈴鹿おろし」のため降雪のみならず時雨や氷雨に見舞われることもあります。

当事務所は、森林・林業部門については北勢地域全域を所管していますが、農業及び環境部門については、四日市市、三重郡及び鈴鹿市、亀山市を所管しています。

### (2) 農業・農村の現状

#### (1) 伊勢湾岸～平坦地帯

伊勢湾岸地帯では都市化が進む中、兼業型水稲単作の経営が中心となっていますが、一部では、水稲の作業受託、観葉植物、切り花、軟弱野菜等の施設園芸が行われています。

また、消費者と直結した流通販売ルート（直売市等）を確保し、たくましい担い手が活躍しています。

平坦地帯では、水稲+麦（大豆）、トマト・イチゴ主体の施設園芸、露地野菜、畜産経営で優良な経営体が多く定着しています。

しかし、都市開発の進展による地価の上昇や混住化により、水田作農家の規模拡大や農作業の効率化が阻害されつつあります。また、農産物価格が低迷する中、原油の高騰等から重油を始め各資材価格が上昇し、施設園芸農家を始めいずれの分野の農業者にあっても厳しい経営となっています。

#### (2) 鈴鹿山麓地帯

この地帯は、茶園面積が三重県全体の62%を占める産地です。大規模製茶工場も生まれていますが、未だ小さな製茶工場が多く、茶園の担い手への集積が進んでいないことと併せて作業効率が悪く、コスト低減が進まない状況にあります。また、茶の価格が低迷する中、担い手の高齢化、雇用確保の困難さ、作業時の身体への大きな負担等が経営規模拡大の阻害要因となっています。

茶に続いて、三重さつき、つつじ類を中心とする花木が県下の78%、550ha栽培されています。公共事業の大幅な減少にともない、需要量の減少と価格の低迷が長く続いている状況で、一般消費者向けの少量多品目栽培の比率が増しています。

### (3) 農業農村整備事業の現状

#### (1) 農業基盤の整備状況

当管内は、耕地面積15,500ha余りを有していますが、生産性の向上を図るため、区画整理（ほ場整備）を推進し、狭隘な農地の大区画化を図ってきました。

中でも、要整備面積（整備が必要とされる耕地の面積）は12,000ha弱ですが、昨年度までに7,100ha弱が整備され、整備進捗率は、59.5%になりました。しかしながら、未だ県下平均の整備率83.5%を大きく下回っている状況にあり、特に最近10ヶ年間の整備面積は、150ha余に留まっています。

四日市市から鈴鹿市にかけての東部低平地の水田地帯は、大部分が整備されましたが、西部丘陵地から山麓に掛けて広がる茶園と花木を中心とした畑地帯は、未整備のまま残されています。

#### (2) 各種事業の推進状況

##### 【県営事業】

ア 経営体育成基盤整備事業は、鈴鹿市沿岸部に広がる水田地帯約2,000haを事業地区として実施された県営かんがい排水事業（H20年度更新工事が完了）の末端給水事業として平成14年度に1期工事に着手し、現在5期まで進み、全体の48%が完成しています。新たに、平成24年度から新規採択された6期地区を実施しています。

また、平成23年度からほ場の大区画を図る区画整理を鈴鹿市稲生地区で実施しています。

##### 【団体営事業】

ア 集落排水整備促進事業は、管内の整備進捗状況は、四日市・鈴鹿・亀山地内で4地区を実施しています。

イ 基盤整備促進事業は、一般型の本郷・北一色地区を実施しています。

#### (3) 農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業用水等の資源の適切な保管理のため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と環境保全活動を支援するため、現在県下の23市町において315団体が14,913haで活動を開始し、当管内でも4市町44団体が3,001haで活動を実施しています。

今年度も組織の質的向上と非農家の理解のために必要な支援を行います。

### (4) 森林・林業の現状

管内の森林面積は40,055haで、森林率は36%となっています。このうち、民有林は37,984haで森林全体の95%を占めています。

民有林のうち、18,735haが人工林で、人工林率は49%と県平均人工林率62%を大きく下回っています。また、民有林の蓄積は5,702千 $m^3$ で、1ha当たり蓄積は150 $m^3$ と、県平均の199 $m^3$ を下回っています。

#### (1) 員弁川、三滝川流域

下流に桑名市、四日市市が発達し、名古屋圏に近いこともあり、流域全体が都市近郊林の性格を持っています。

また、都市化により、住宅団地、事業場などに転用される森林も多く、地味が劣ることもあり、人工林率は37%と低く、天然広葉樹林が多く残されています。

所有形態は、かつての入会集団の系譜を持つ共有林が多く、分割されて個人所有となった森林は総じて零細規模です。加えて、他産業への就業機会に恵まれているため、林地は経営

目的ではなく、資産として保有している林家が大部分であります。特にいなべ市においては、小規模所有者の森林の集約化への取組も進められています。

地質は、基石が砂岩や花崗岩で、堆積した土壌は侵食を受けやすく、中下流域が都市化されていることもあり、木材生産よりも環境保全や災害防止面に強い期待がかけられています。

## (2) 鈴鹿川流域

本地域は、人工林率が61%と高く、森林資源が成熟しつつあります。

亀山市関町を中心とする上流域に古くからの林業地があり、林業産地としての規模は小さいものの、集約化施業や高性能林業機械の導入による低コスト化に向けた取組も始まっており、木製品の販売や森林総合利用などの経済事業も行われており、素材市場、製材工場も含めた林業産地を形成しています。

今後も引き続き森林施業の集約化を図り、素材の安定的な供給体制の整備に向けた取り組みが課題となっています。

## (5) 環境の現状

昭和30年代からの高度経済成長期には、わが国初の大規模石油化学コンビナートが四日市市に誘致され、コンビナートに立地する企業が次々と操業を開始し、四日市地域は全国有数の石油化学都市として歩み始めました。このような中、コンビナートから排出された硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが大きな社会問題に発展しました。高度経済成長の過程で生じたこれらの公害問題は、当時の日本の縮図でもあり、四日市ぜんそくは、熊本県・新潟県の水俣病、富山県のイタイイタイ病と合わせて、四大公害と呼ばれました。

このような産業活動による公害問題は、三重県公害防止条例による硫黄酸化物総量規制などの国に先駆けた公害対策の実施や、企業の公害防止設備の導入など、企業、住民、行政の努力により、昭和52年(1977年)には、二酸化硫黄の環境基準を達成するまでに至り、大幅に改善されました。

一方、近年は、自動車排出ガスによる大気汚染、廃棄物の不適正処理にかかる環境影響、地球環境問題等、今日の社会経済活動や各人の生活様式に起因する環境問題が起きてきています。

### (1) 大気汚染

大気環境基準は環境基本法第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもので、平成21年度(2009年度)の当事務所管内の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局11局(四日市市8局、鈴鹿市1局、亀山市1局、川越町1局)すべてで環境基準(日最高値(日平均値の2%除外値):0.04ppm)を達成しました。最高は「楠局」の0.009ppm、最低は「東名阪局」の0.002ppmでした。

二酸化窒素は、測定局15局(四日市市10局、鈴鹿市2局、亀山市2局、川越町1局)のうち「納屋局」は自動車排出ガスの影響を受け0.064ppmの高濃度を記録し、環境基準(日最高値(日平均値の98%値):0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を達成できませんでしたが、「納屋局」以外の測定局は環境基準を達成しました。

光化学オキシダントは、測定局9局(四日市市6局、鈴鹿市1局、亀山市1局、川越町1局)全てで昨年に引き続き、基準を達成できませんでした。一方、浮遊粒子状物質について

は測定局15局（四日市市10局、鈴鹿市2局、亀山市2局、川越町1局）全てで環境基準を達成しました。

## (2)水質汚濁

平成22年度（2010年度）の公共用水域の水質汚濁状況については、次のとおりです。

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目（BOD、CODほか）については、当事務所管内8河川13水域（13地点）、海域3水域（4地点）で水質調査を実施しました。その結果、河川にかかる有機汚濁の指標であるBODは、全ての地点で環境基準を達成しました。鈴鹿川上流1（亀山市・勸進橋）は水質ベスト5の1位にランクされましたが、反面、汚染が目立つ水域ワースト5に鈴鹿市内の2調査地点（金剛川（上流、3位）と金沢川（全域、5位））が入り、鈴鹿市内での汚れが目立つ結果となりました。また、海域にかかる有機汚濁の指標であるCODは、2水域（3地点）が環境基準を達成していましたが、1水域（四日市・鈴鹿地先海域（乙））（1地点）は未達成でした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目（カドミウム、シアン他26項目）については、当事務所管内9河川14水域（14地点）、海域3水域（3地点）で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進が図られているところですが、平成22年度（2010年度）の三重県の生活排水処理施設の整備率は78.0%と全国平均（86.1%、岩手県、宮城県、福島県を除く。）に比べ低い状況にあります。当事務所管内の整備率は89.3%で、県平均も全国平均も上回っています。

## (3)産業廃棄物

平成23年度（2011年度）末現在、当事務所管内には192の産業廃棄物処理施設が立地しています。処理施設別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設などの中間処理施設が175施設、最終処分場は安定型、管理型をあわせて17施設となっています。

産業廃棄物不法投棄等の是正推進については、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定され、産業廃棄物の不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を支援する仕組みが整備されたのを契機に、長期間大量に不適正処理されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案（県全体で11事案、うち当事務所管内7事案）に対して、平成16年度から順次、安全性確認調査を行い、生活環境保全上著しい支障があると認められた4事案については、行政代執行を行なうなど必要な対応を進めています。

(6) 区域図

